

木造住宅の耐震診断が無料で受けられます

地震に対する備えを行うため、昭和56年5月以前に完成した住宅は、まずは無料耐震診断を受け、耐震性をチェックしてみませんか。

問建築課 ☎(582)1139 FAX(582)3284

1 無料の耐震診断を受けましょう(対象：木造住宅)

対象建築物 次の要件をすべて満たすもの

- ①市内の建築物で、昭和56年5月31日以前に着工され、完成している建物。
- ②延べ面積の2分の1を超える部分が住宅の用に供されていること。
- ③階数が2階以下で延べ床面積が300㎡以下。
- ④木造軸組工法による建築物で、枠組壁工法または丸太組工法によるものでないこと。
- ⑤大臣などの特別な認定を得た工法による建築物でないこと。
- ⑥過去に守山市が実施した耐震診断を受けていないもの。

対市内に対象建築物を有する人

定20棟

申9月30日(金)までに建築課へ申し込み。耐震診断員を派遣します。



2 無料で補強案と概算費用を作成します

耐震診断の結果、耐震性が低い(総合評点0.7未満)と判定された木造住宅について、総合評点0.7以上に補強するための補強案およびその概算費用内訳書を無料で作成します。

対象建築物 木造住宅無料耐震診断の対象建築物、かつ、総合評点が0.7未満の木造住宅
対木造住宅無料耐震診断を申し込む人



ブロック塀などの撤去・軽量なフェンスの新設に補助金を交付

問建築課 ☎(582)1139 FAX(582)3284

災害によるブロック塀などの倒壊被害を防止するため、道路や公園に面するブロック塀などの撤去や改修に補助を行います。詳しくは、上記へお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

対象要件 次のすべてを満たすもの

- ・地面からの高さが80cm以上のコンクリートブロック塀、鉄筋コンクリート組立塀、組積造(石、レンガなど)の塀などで、道路または公園に面しており倒壊による被害が道路などにおよぶおそれがあるもの
- ・申請者が市内にあるブロック塀などの所有者(工事の契約者)で、市税などを滞納していないこと
- ・建築基準法などの規定による道路後退など、関係法令を遵守し適切な処置を行うこと

対象となる工事および補助金額(①、②の併用不可)

①ブロック塀などを撤去する場合：撤去費用の3分の2を補助(上限15万円)

②ブロック塀などを撤去し、軽量なフェンスなど(フェンス、板塀、生け垣など軽量なもので基礎などの高さが40cm以下のもの)を新設する場合：費用の3分の2を補助(上限25万円)

申工事着手の14日前までに必要書類を添えて上記へ申請。

他予算に達ししだい、受け付けを終了します。



ホームページ

ブロック塀の安全点検を実施しましょう

自分で今あるブロック塀の安全点検を行い、分からないことがある場合や危険な塀と分かった場合は、速やかに専門業者などに相談しましょう。

主な点検項目

- ・ブロック塀に傾きやひび割れ、ぐらつきがないか
- ・高さは2.2m以下か(標準的なサイズのブロック積の場合、1段当たり20cmの高さ)
- ・控え壁が設けられているか(ほかに建築基準法により鉄筋が必要などの規定あり)

